

# 山口県報

令和8年  
4月28日  
(火曜日)

## 目次

○告示	公金の支出の事務の委託（医務保険課）……………	一
	土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………	一
	道路の区域の変更（道路整備課）……………	一
	道路の供用の開始（道路整備課）……………	二
○公告	国土調査の成果の認証（政策企画課）……………	二
	建築士の免許の取消し（建築指導課）……………	二
○選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（二件）……………	二
	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に 関する告示の一部訂正……………	三
○公安委公告	契約の締結……………	三
○監査告示	外部監査人の補助者の氏名等……………	三
山口県告示第百八十九号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ り、次のとおり公金の支出の事務を委託した。	



令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地  
大韓赤十字社 大韓民国江原道原州市革新路五〇
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出  
在韓受給権者に対する原爆諸手当、在韓葬祭料受給権者に対する葬祭料、在韓未払  
手当受給権者に対する未払手当
- 指定の日  
令和八年四月一日
- 委託の日  
令和八年四月一日

### 山口県告示第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日  
千田郷土地改良区 令和八、四、一六

### 山口県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 山口鹿野線  
道路の区域

区間	山口市徳地引谷字渡樋ノ口二九五の 一地从先から 同市徳地引谷字下松原二四四の第一 地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
新	最狭 二六・一	旧	最狭 七一・八	四八五・六	
				四八〇・〇	

山口県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山口鹿野線	山口市徳地引谷字渡樋ノ口二九五の一地从先から 同市徳地引谷字台二五二地先まで	令和八年四月二十九日



(二三九) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域

周南市	令和六年二月二十六日から 令和七年十月七日まで	周南土地籍簿	大字湯野の一部
〃	令和六年二月二十六日から 令和七年十月十四日まで	〃	大字鹿野上の一部

二 認証年月日

令和八年四月二十八日

(二四〇) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
坂本 隆則	二級建築士	第五〇一五号	令和八、四、一五	死亡



山口県選挙管理委員会告示第六十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者林芳正の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

令和八年四月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、各候補者の出納責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を別冊のとおり公表す

る。

令和八年四月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者林芳正の出納責任者から訂正の報告があったので、衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨に関する告示（令和七年山口県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を別冊のとおり訂正する。

令和八年四月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年四月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
ガソリン 二百五十五キロリットル
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和八年三月二十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

富士商リテールサービス株式会社 山陽小野田市稲荷町四番二〇号  
六 落札金額  
一リットル当たり百六十円六厘

七 入札公告日  
令和八年二月十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



山口県監査委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和八年四月二十八日

山口県監査委員

氏名	住 所	期 間
花井 宏行	岩国市元町四丁目五番一号	令和八年四月二十八日から令和九年三月三十一日まで
山田 康雄	下関市一の宮本町一丁目五番八号	〃
上條 玲	山口市惣太夫町一番一五一一二〇一 号	〃
蘭 顕紹	長門市油谷伊上六五	〃
崎西 明子	下関市秋根西町一丁目八番一 〇〇一 号秋根アーベインフラット	〃
内田 邦彦	周南市大字徳山四一五二ア ネットクス 一番町二〇七号	〃
岡田 卓司	山陽小野田市住吉本町一丁目一 番一 四号	〃

令和八年四月二十八日印刷  
発行

発行人

山口県知事

福永 慧彦  
防府市大字高井五二七の三

〃